

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	継続支出の有無	
(公社)日本農芸化学会	年会費 大会参加費 大会出展料	10,000 50,000 136,500	一口10,000	2012年11月27日	当機構が実施する生物遺伝資源の保存・提供業務には、バイオテクノロジーに関する最新の技術的情報が必要である。当該法人は、バイオテクノロジーに関わる企業等が幅広く加入しており、学会に参加することで効率的に生物遺伝資源の最新情報の収集及び情報発信ができるため会費を支出したものの。	公社	国所管	①継続 点検の結果、当機構業務の実施に当たり必要となる情報を得るため及び情報発信するための効率的かつ効果的な支出となっていることから、学会及び大会への参加を継続する。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。